

医政発0924第4号
令和2年9月24日

一般社団法人
日本私立看護系大学協会会長 殿

厚生労働省医政局長



「看護教員に関する講習会の実施要領について」の一部改正について

平素より看護行政の推進にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

看護教員に関する講習会について、「看護基礎教育検討会報告書」（令和元年10月15日公表）において、専任教員養成講習会、教務主任養成講習会、保健師助産師看護師実習指導者講習会の内容を精査し、重複部分を削減するなどにより、必要な内容及び時間数とすること、各講習会の受講内容を積み上げ、分割して受講可能とする仕組みを構築すること、教務主任養成講習会において、受講者の利便性を考慮しeラーニングを活用することが示されたところです。

今般、当該報告書を受けて「看護教員に関する講習会の実施要領について」の内容の一部を改正し、別添の通り各都道府県に通知しましたので、内容についてご了知いただくとともに、貴団体に所属されている会員の皆様への情報提供にご協力をお願いいたします。

医政発 0924 第 3 号
令和 2 年 9 月 24 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

「看護教員に関する講習会の実施要領について」の一部改正について

看護教員に関する講習会について、「看護基礎教育検討会報告書」（令和元年 10 月 15 日公表）において、専任教員養成講習会、教務主任養成講習会、保健師助産師看護師実習指導者講習会の内容を精査し、重複部分を削減するなどにより、必要な内容及び時間数とすること、各講習会の受講内容を積み上げ、分割して受講可能とする仕組みを構築すること、教務主任養成講習会において、受講者の利便性を考慮し e ラーニングを活用することが示されたところです。

今般、当該報告書を受けて「看護教員に関する講習会の実施要領について」（平成 27 年 1 月 6 日付け医政発 0106 第 2 号厚生労働省医政局通知）の内容の一部を別紙のとおり改正し、令和 3 年度に開催される講習会から適用することとしたので通知します。

つきましては、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨周知願います。